

横浜市成長産業立地促進助成制度のご案内

～ 横浜へ進出する企業等に助成金を交付します！ ～

※今年の申請受付は、2020年12月28日までです。

① 制度概要（※各区分の詳しい要件はP.2をご確認ください。）

● 市外企業等が、市内に初進出する場合（市内初進出）

対象産業	面積要件／人数要件	進出機能	助成内容	適用区分
◆環境・エネルギー ◆健康・医療 ◆観光・MICE ◆IT ◆製造業 ◆イノベーション創出 ※対象産業は、P.4をご参照ください。	対象部分の床面積 300㎡以上 または 従業者数 30人以上	本社機能 （本社、研究 開発機能等）	賃借料3か月相当分 上限 1,000 万円	区分①
	対象部分の床面積 50㎡以上 または 従業者数 3人以上	事業所等 （本社、研究 開発機能、事 業所）	賃借料3か月相当分 上限 150 万円	区分②
	<サービスオフィス特例> 対象部分の床面積 10㎡以上 かつ 従業者数3人以上		従業者1人あたり10万円 上限 500 万円	区分③

● 市内に事業所等を持つ企業等が、本社機能を市内で拡張する場合（拡張移転特例※）

対象産業	面積要件／人数要件	進出機能	助成内容	適用区分
◆環境・エネルギー ◆健康・医療 ◆観光・MICE ◆IT ◆製造業 ◆イノベーション創出 ※対象産業は、P.4をご参照ください。	床面積が、拡張前より 300㎡以上増加かつ 2倍以上になる または 従業者数が、拡張前より 30人以上増加かつ 2倍以上になる	本社機能 （本社、研究 開発機能等）	賃借料3か月相当分 上限 600 万円	区分④
	床面積が、拡張前より 100㎡以上増加かつ 2倍以上になる		賃借料3か月相当分 上限 100 万円	区分⑤

※ 新たに本社・研究開発機能等を市外から市内に移転する場合のほか、既存機能の拡張、新設する場合も対象となります。

関内周辺地域進出特例

関内周辺地域に進出される場合、上記区分①～⑤すべての助成内容が1.5倍となります。
 詳細は2ページをご覧ください。

<担当・お問合せ先> 横浜市 経済局 企業誘致・立地課
 〒231-0017 横浜市中区港町1-1
 TEL:045-671-2594 FAX:045-664-4867 E-Mail: ke-yuchi@city.yokohama.jp

② 助成要件・助成内容 等 (※P.1 の区分によって、助成要件・助成内容が異なります。)

● 市外企業^(注1) 等が、事業所等^(注2) を市内に初進出する場合 (市内初進出)

区分①	<助成額> 賃借料 ^(注6) 3か月相当分	上限 1,000万円
区分②	<助成額> 賃借料 ^(注6) 3か月相当分	上限 150万円
区分③	<助成額> 従業者一人あたり 10万円	上限 500万円 <サービスオフィス特例 ^(注7) >

【対象産業】P.4 に記載する産業が主たる業務であること。

【面積・人数】進出先において対象部分^(注3) の床面積又は従業者数^(注4) が制度概要(P.1)に示す以上の規模であること。

【進出機能】区分① : 設置する機能が本社機能^(注5) であること。

区分②及び③ : 設置する機能が事業所等^(注2) であること。

● 市内に事業所等^(注2) を持つ企業等が、本社機能^(注5) を市内で拡張する場合 (拡張移転特例)

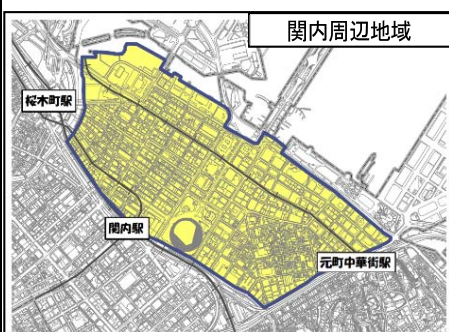
区分④	<助成額> 賃借料 ^(注6) 3か月相当分	上限 600万円
区分⑤	<助成額> 賃借料 ^(注6) 3か月相当分	上限 100万円

【対象産業】P.4 に記載する産業が主たる業務であること。

【面積・人数】進出先において対象部分^(注3) の床面積又は従業者数^(注4) が制度概要(P.1)に示す以上の規模であること。

【進出機能】設置する機能が本社機能^(注5) であること。

● 関内周辺地域進出特例



進出地域が関内周辺地域にあたる場合、各区分の助成内容が 1.5 倍となります。

<助成額> 区分①	賃借料 4.5 か月相当分	上限 1,500万円
区分②	賃借料 4.5 か月相当分	上限 225万円
区分③	従業員一人あたり 15万円	上限 750万円
区分④	賃借料 4.5 か月相当分	上限 900万円
区分⑤	賃借料 4.5 か月相当分	上限 150万円

(注1) 市外企業：株式会社、合資会社、合名会社、有限会社、合同会社又は外国企業の日本支店（駐在員事務所は含みません。）で、市内に本社、支店、営業所その他これらに類するものを持たないものをいいます。なお、観光・MICE 関連産業では、社団法人等も助成対象となります。

(注2) 事業所等：事務所、研究所その他これらに類するもので、その事業の用に供するものをいいます。（工場、倉庫、店舗は含みません。）

(注3) 対象部分：事業所等のうち、倉庫等の物品等の保管の用に供する部分、展示スペース・ショールーム部分、物品販売・サービス提供を目的とした店舗、飲食施設等の部分を除いた専有部分をいいます。サービスオフィス特例の場合は、事業所等のうち、個室等の仕切りのある専有スペース（施錠可能）部分をいいます。

(注4) 従業者：雇用保険の適用対象となる労働者をいいます。

(注5) 本社機能：総務・人事、経理・財務、企画・調整、広報、国際関連、営業統括、研究開発、情報システム及びその他の統括を行う部門（もっぱら神奈川県内の地域を統括する支店・営業所等を除く。）をいいます。

(注6) 賃借料：対象部分にかかる賃料、共益費の合計額をいいます。敷金、礼金、消費税等は含みません。

(注7) サービスオフィス特例：事業所の使用に関する付加サービスを含む契約によりサービスオフィスに2年以上入居する場合の特例制度です。入居するサービスオフィスは、法人登記が可能であり、広く一般に入居者を募集し、受付機能を持つことが要件です。

③ 事業計画概要書の提出（契約※締結前）

契約※締結の前日までにこの書類を提出していない場合は、助成金の申請はできませんので、ご注意ください。

※ 契約とは、区分①～②、④～⑤の場合は建物の賃貸借契約、区分③（サービスオフィステ例）の場合は事業所の使用に関する付加サービスを含む契約をいいます。

【第1号様式提出後】

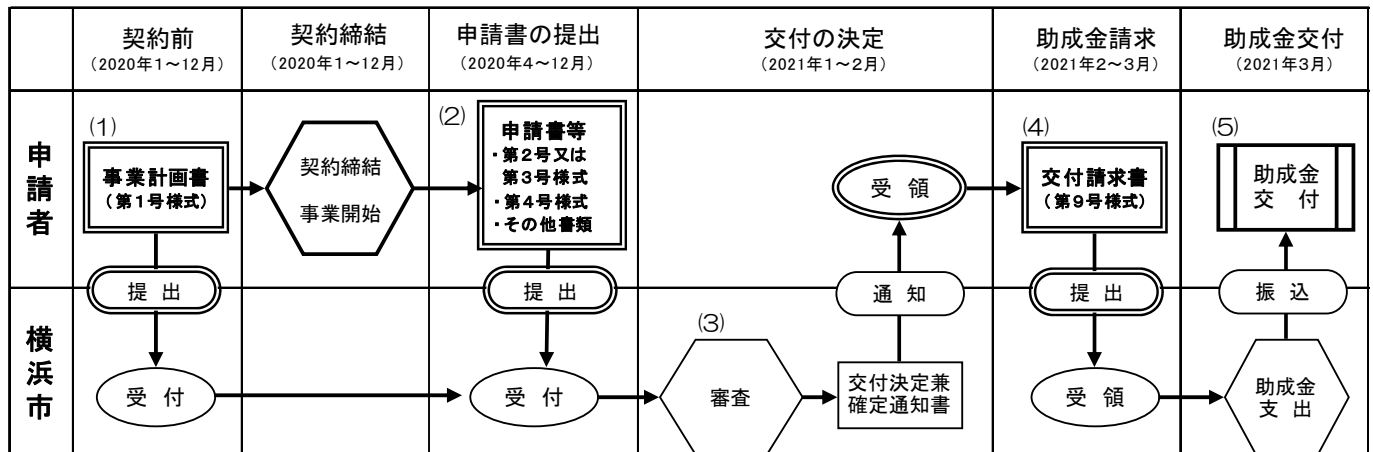
- ・ 契約を締結されましたら、担当へご連絡ください。
- ・ 拡張移転特例の申請の場合：移転前に、あらかじめ管轄のハローワークから「適用事業所台帳ヘッダー1」を取得下さい。申請時に従業者数の確認のため必要な書類となります。
- ・ 申請の際には、「法人設立・開設届出書又はこれに類する書類写し」の提出が必要となります。

④ 手続きの流れ、スケジュール等

助成金交付までの手続き及びスケジュールは、概ね次のとおりです。

- (1) 「事業計画概要書（第1号様式）」の提出 : 1月～12月（契約締結の前日まで）
- (2) 助成金の交付申請 : 4月～12月（契約締結後）
- (3) 審査、交付決定・交付額確定通知 : 翌年1～2月
- (4) 「交付請求書（第9号様式）」の提出 : 2月～3月（助成金の交付請求）
- (5) 助成金の交付 : 3月末（指定口座へ振込）

<手続きの流れ>



⑤ 注意事項（助成金交付後の義務等）

(1) **進出後、下記期間中は、進出した事業所等で事業を継続していただく必要があります。**

申請区分	事業継続義務期間
区分①	契約締結日から4年を経過する日までの間
区分②～⑤	契約締結日から2年を経過する日までの間

(2) (1)の継続義務期間中は、契約締結日の属する月に、直近1年間の状況を、「横浜市成長産業立地促進助成 状況報告書（第10号様式）」「横浜市成長産業立地促進助成 役員等氏名一覧表（第5号様式）」及び市税確定申告書の写しにより報告していただきます。ただし、契約締結日が1月から3月までの場合は、進出1年後の報告は4月末とします。

※ これらに違反した場合、交付決定を取り消し、助成金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。なお、返還にあたっては、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、助成金の額につき年10.95%の加算金が加算されます。

- **この制度は、本市等の他の企業誘致助成制度との重複適用はありません。**
- **直近2期の財務状況を確認させていただきます。（決算期が2期確認できない、また2期連続で債務超過の場合は、助成対象にはならない場合があります。）**
- **申請額の合計が予算を上回った場合、助成金は予算の範囲内で按分、減額して交付します。**

⑥ 成長産業立地促進助成の対象産業一覧

区 分		対 象 産 業		
環境・エネルギー 関連産業		新エネルギー技術開発事業	太陽光発電システム製造事業	リチウムイオン電池・次世代蓄電池・関連部材の開発・製造事業
		燃料電池製造事業	高効率ガスタービンコンバインドサイクル発電システム技術開発・製造事業	次世代自動車・部分品・付属品製造事業
		環境適応型航空機・部分品・付属品製造事業	LED・有機EL等次世代照明機器の開発製造事業	スマートグリッド対応機器・システム事業
		レアメタル・レアアース等の代替材料などの開発・製造事業	環境・エネルギー分野に関連する部材・素材又は製品に係る技術の開発又は製造、認証を行う事業	
健康・医療 関連産業	健康・医療	医薬品研究・開発・製造業	医療用装置・器機の開発・製造事業	医療・介護ロボット研究・開発・応用製造事業
	バイオ	化成品原料の研究・開発・製造を行う事業	バイオセンサーの研究・開発・製造事業	解析・分析装置（アミノ酸組成分析装置、糖鎖自動標識機など）の研究・開発・製造事業
		DNA解析サービス事業	遺伝子検査受託業務事業	
		医療・健康分野に関連する部材・素材等の開発又は製造に係る装置の開発又は製造、認証を行う事業		
観光・MICE 関連産業	会議運営事業者(PCO)	コンベンションに係る調査、企画、設計、展示、構成、製作、施工管理を一貫して請け負い、内装、外装、展示装置、機械設備（音響、映像等）などを総合的に構成演出する事業及びこれに準ずる事業		
	MICE関連法人	<p>学会や協会の事務局等で、以下の（１）又は（２）の基準での会議開催実績がある若しくは今後実績が見込まれる法人</p> <p>（１）国際機関・国際団体（UIAに登録されている機関・団体）の本部が主催又は後援した会議で以下を満たすもの (ア)参加者数50人以上 (イ)参加国数は開催国を含む3か国以上 (ウ)開催期間は1日以上</p> <p>（２）国内団体又は国際団体支部等が主催した会議で以下を満たすもの (ア)参加者数300人以上（うち40%以上が主催国以外の参加者） (イ)参加国数は、開催国を含む5か国以上 (ウ)開催期間は、3日以上</p>		
IT	ハードウェア	電線・ケーブル製造業	半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	真空装置・真空機器製造業
		事務用機械器具製造業	サービス用・娯楽用機械器具製造業	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
		光学機械器具・レンズ製造業	電子デバイス製造業	電子部品製造業
		記録メディア製造業	電子回路製造業	ユニット部品製造業
		その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子応用装置製造業	電気計測器製造業
		その他の電気機械器具製造業	通信機械器具・同関連機械器具製造業	映像・音響機械器具製造業
		電子計算機・同附属装置製造業	情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）	
	情報通信	受託開発ソフトウェア業	組込みソフトウェア業	パッケージソフトウェア業
		ゲームソフトウェア業	ポータルサイト・サーバ運営業	アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ
		インターネット利用サポート業	上記IT産業に関連する認証事業	
製造業	マイクロマシン研究・開発・応用・製造事業	レーザー装置製造業	ロボット製造業	
	自動車・同付随品製造業	航空機・同付随品製造業	宇宙関連機器製造業	
	鉄道車両・同部分品製造業	船舶・海洋開発機器開発事業	プラント関連設備製造業	
	新素材研究・開発・応用・製造事業	上記製造業に関連する認証事業		
イノベーション 創出分野	AI技術活用事業	バイオテクノロジー活用事業	量子技術活用事業	
	安心安全事業	農業事業	その他重点分野事業※	

※統合イノベーション戦略 2019 における最先端・重要分野に類する分野

イノベーション創出分野に関しては、申請前に事業内容が確認できる書類の提出を求める場合があります。

2020年4月施行